

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (幼保連携型認定こども園)

1 評価機関

名 称	NPO法人ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	令和1年 9月18日～令和 2年 1月 27日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	学校法人渋谷教育学園 渋谷教育学園浦安こども園 ガ ッブシマツ ツブ ヤヨウイカ ケン シブ ヤヨウイカ ケンヤマトク イシ		
所 在 地	〒 279-0014 千葉県浦安市明海5-4-1		
交通手段	JR京葉線 新浦安駅よりバス(3,23系統)総合公園行き 明海6丁目下車 徒歩1分		
電 話	047-304-1220	F A X	047-304-1223
ホームページ	http://www.shibuura-k.jp/		
経 営 法 人	学校法人 渋谷教育学園		
開設年月日	平成27年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	浦安市									
定 員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	1号児	
	合計	3	30	36	40	57	57	223	0	
敷地面積	2301.94㎡				保育面積			2645.82㎡		
保育内容	0歳児保育			障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育			一時保育		子育て支援		
健康管理	内科・歯科検診(年2回)、尿検査、耳鼻科検診(3～5歳児)、身体測定									
食事	午前おやつ(0～2歳児)、昼食、午後おやつ、補食(希望者) 完全給食									
利用時間	標準時間認定7:30～18:30 短時間認定8:30～16:30 (この時間以外は延長保育) 開園時間は平日7:00～20:00(土曜7:00～19:00)									
休 日	日曜、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)									
地域との交流	幼稚園、保育園、小学校、中学校、老人ホーム、									
保護者会活動	各種行事の手伝い(ボランティア)									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		40	29	69
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	46	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		10		調理師⇒調理員10

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園希望月の前月10日までに必要書類を揃え、浦安市保育幼稚園課 認定入園係に提出		
申請窓口開設時間	8:30~17:00		
申請時注意事項			
サービス決定までの時間	利用認定会議を経て、前月20日頃に保育認定・利用調整結果通知書を浦安市より送付		
入所相談	浦安市保育幼稚園課 認定入園係		
利用代金	支給認定を受けた市町村が定める利用負者担金(保育料等)を渋谷教育学園浦安こども園に支払う (令和元年10月より3~5歳児のみ保育料無償化対象)		
食事代金	給食費は0~2歳児は保育料に含まれる、3~5歳児は月額4500円(但し、補食は別途)		
苦情対応	窓口設置	苦情受付担当者(渋谷教育学園浦安こども園園長)	
	第三者委員の設置		

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p><基本理念> 渋谷教育学園の『自調自考』の理念のもと、子どもの自立期においてその基礎となる「自ら調べ自ら考える力」を養うことを根幹に、国際教育にも注力していきます。与えられた知識を覚えるのではなく、自分で調べ自分で考える姿勢がなければ、現代の複雑化した問題を解決することは出来ません。学びを楽しみと感じ、年齢に応じた精神の発達のプロセスを段階的に踏んで、自らのアイデンティティーを確立することを目指していきます。</p> <p><基本方針> 子どもの心身共に健やかな成長を援助し、家庭との連携を図り、社会の変化に対応しながら質の高い教育保育を行います。『自調自考』の理念を具体化していくために、4つの教育目標をおき年齢発達過程に則したねらいを設定し、人的環境、物的環境の両面からサポートしていきます。 【教育目標；元気に遊べる子、根気よくやりぬく子、素直で思いやりのある子、読書好きな子】</p>
<p>特 徴</p>	<p>平成20年浦安市高州に定員200名の幼稚園を開設し、地域の皆様とともに園児の成長を見守ってきました。昨今の多様な教育・保育のニーズへの対応と浦安市の待機児童解消を目的として、平成27年4月、浦安市のこども園整備事業に基づき千葉県で初めての公私連携・幼保連携型認定こども園として開園しました。「就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づいて、幼稚園機能と保育園機能を一体化した新しい制度の総合施設です。明るい環境と近代的な施設の中で、子どもたちの自主性を重視した自発的な活動や好奇心に基づく自由なこころを育むことを教育・保育の目的としています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>幼保連携型認定こども園として、0歳児から5歳児までの教育・保育活動を提供しています。3～5歳児は3学期制を導入し、月～金曜日までの9:00～14:00の教育時間には、指導計画に基づいた学年・クラス・グループ単位で英語・体操・スイミングを含む様々な教育活動や遊びの経験とグループや個人での活動をしています。</p> <p>3歳児(年少)では『基本的生活習慣を身に着け、自分が好きな遊びや場を見つけ遊ぼうとする』、4歳児(年中)では『友達と一緒に遊ぶ中で、自他の気持ちを受け入れられるようになる』、5歳児(年長)では『友だちの存在や力を認め、自己と向き合いながら自分たちで生活する喜びを感じる』というそれぞれの教育の重点を掲げています。</p> <p>鉄骨造、地上3階建て園舎1階を「保育棟」として0～2歳児保育室と一時預かり室を配置、2階を「教育棟」として3～5歳児保育室とホールを配置しています。また1階に温水プール、3階屋上に園庭を配し、3歳児以上の教育活動に活用しています。</p> <p>教育時間外の保育では、家庭で過ごす様な雰囲気の中で好きな遊びを一人でじっくり遊んだり、友達と一緒に遊びを楽しんだり、異年齢での交流を通じてたくさんのことを学び身に着けています。</p> <p>0～2歳児では、担当制保育を行っています。0歳児『身近な大人との信頼関係を築き、ありのままの自分を出す』、1歳児『安定した生活の中で、身の回りのことを自分でしようとする気持ちが芽生える』、2歳児『意欲的に生活する中で、のびのびと自分を表す』、という保育のねがいをもった保育者のもとで、家族以外の大人との愛着関係を築き、安心して生活できる場所、自分を出せる場所の提供に努めています。</p> <p>栄養士と担任による食育活動では、クッキングや食材の産地、出汁のお話やブランチや畑での野菜の栽培を行い、日々の生活や体験から食に対する興味や関心が持てるようにしています。</p> <p>緊急時や災害時に備え避難訓練や防犯訓練を毎月実施、防犯カメラの設置、園内では保護者名札の着用をして頂いています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

渋谷教育学園浦安こども園

NPO法人ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること

1. 『自調自考』の理念に基づき、子どもの自主性、自発性を尊重する教育・保育を実践している

園の理念に基づき、子どもの興味・関心を引き付ける環境が構成され、その環境に触発されて園児が自発的に夢中で遊ぶ姿が見られる。保育者は子どもの生活や遊びの様子から、興味・関心度や自発性、継続性、発展性等を見守り、子どもの姿に応じた環境の見直しや働きかけを適宜行い、豊かな経験活動ができるよう援助している。具体的な内容としては各年齢の発達に応じた玩具や遊具、教材、素材は子どもが遊びたいもので存分に遊びこめるように設定され、その中には職員による工夫された手作り玩具も多数ある。また、子どもへの言葉掛けや援助は自主性や自発性を尊重したかわりに配慮し見守っている。年長児は最終学年として、一日の生活や遊びの時間を見通しをもって活動できるように環境が作られ、自分で考えながら行動し、協調性、主体性の育ちも見られる。子どもが持てる力を存分に発揮している姿は素晴らしい。園の活動内容に関する保護者アンケートにおいても「子どもの教育や心身の発達に役立っている」96%、「子どもが興味や関心をもって活動している」94%と高い評価結果となっている。「自調自考」の理念に基づいた教育・保育が実践され、今後のさらなる取り組みが期待される。

2. 3歳未満児は担当制保育に取り組み、子どもと保育者が愛着関係を深め、安心して生活している

3歳未満児は、一人の保育者が決まったグループの子どもを生活から遊びまで見守る担当制保育に取り組んでいる。担任をサポートする保育者も配置され、子どもの状態や要求に応じて適宜必要な援助をおこない子どもたちは満足し落ち着いて過ごしている。また、事務室前のフリースペースは天候や活動に応じて、みんなで遊べるように環境が作られ、子どもたちは他クラスや他のグループの保育者ともかわりながら遊びを楽しんでいる。担当制ではあるがいろいろな職員との触れ合いも大切にし、家庭的な雰囲気の中で子どもたちは保育者との愛着を深め、安心して生活している姿が見られる。

3. 意識の共有化を図り、職員が自主的に保育の質の向上に取り組む職場づくりが行われている

園では職員の創意・工夫を大切にする風土があり、職員間のコミュニケーションと向上心を高める目的で、「自主研修」を実施している。学びたいこと、知りたいことを課題として持ち寄り、個人やグループごとに1年間をかけ集約し、年度末の園内研修会で報告し講評を受けている。3歳未満児職員は「環境について考える」「手作りおもちゃ」等について、今年度からは3歳以上児職員も関わり「遊びが見えてくる変化」について研究し纏めている。研修報告会は殆どの職員が参加し、活発な意見交換が行われ職員意識向上に大きい成果が見られる。また、園内研修は外部講師を招聘しての研修が年2回実施され、教育・保育職員が共に受講することで職員間の共通理解が深まる優れた取り組みが実施されている。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 保護者への情報発信は様々な工夫がされている。更に、保護者ニーズの把握や情報提供のあり方を検討し保護者との連携を深めていくことを期待する

保護者への情報発信は送迎時の会話や個人連絡帳、毎月の学年だよりなどで知らせている。また、玄関には活動の写真、コメントを掲示し、4月からの内容をファイルにして記録として残し、送迎時に保護者が閲覧できる場を設けている。保護者会は学期ごとに年間3回実施し、学期の方針の説明を行い理解を求めると共に、動画やスライドで子どもの姿や活動の様子を知らせている。そのほか、園行事や参観など保護者への情報発信は様々な場面で工夫し取りこまれているが、更に保護者が求めていることは何かニーズを把握し、情報提供のあり方を検討し保護者との信頼関係や連携を深めていくことを期待する。

2. 新入職員育成体制の整備と非常勤職員の研修・育成体制の整備が望まれる

外部研修などに参加しやすい環境を整え、職員は積極的に参加し自己研鑽に励んでいる。また、外部講師による園内研修など職員育成に力をいれている。新卒者に対しては現場の職員によるOJT指導が行われているが、新卒者はもとより、経験の浅い転職者に対しても育成プログラムの整備やチューター制など体制整備を期待したい。また、非常勤職員の比率が約40%となっており、非常勤職員の研修・育成体制の整備が望まれる。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

『自調自考』の理念に基づき子どもの興味・関心を引き付け自主性や自発性を尊重するかかわりに配慮し工夫する園の風土および保育者の取組と、それらによる園児の心身の育ちを高く評価いただいたが、引き続き更なる取組により教育・保育を行っていく。また3歳未満児には家庭的な雰囲気の中で、保育者との愛着を深め子どもが安心して園での生活ができるよう従来の取組を継続していく。

自主研修や園内研修会、外部研修への参加、また年度末の園内研修会等で活発な意見交換を行い職員の意識向上と職員間のコミュニケーション・共通理解に努めているが、経験の浅い新入職員や非常勤職員への研修・育成にも今あるチューター制度をより活用・深化させるなど取組を強化していく。

保護者への情報発信は直接の会話や園だより・学年だより等多様な手段で行っているが、今後、保護者のニーズを把握し情報提供のあり方を検討して、園の取組や成果をより感じられるよう工夫していく。

福祉サービス第三者評価項目（渋谷教育学園浦安子ども園）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
				計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
				7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	2	2
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	
			利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
				提供する教育及び保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4
		3 サービスの開始・継続	サービスの適切な開始	17 こども園利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 教育及び保育の開始に当たり、方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 こども園の理念や方針・目標に基づき全体的な指導計画が適切に編成されている。	3	
				20 全体的な指導計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	3	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5					
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1		
		計	124	5		

渋谷教育学園浦安子ども園 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)教育・保育理念として学園の「自調自考」の理念のもとに、「園児が豊かな経験を得て、他者の信頼と自立への自信を確かなものとし、自分の可能性を拓いていくように、乳幼児期にふさわしい環境を用意し、保護者と一緒にお子さんの健やかな成長を見守っていく」を掲げ方針として「元気で遊ぶ子」「根気よくやりぬく子」「素直で思いやりのある子」「読書好きな子」を掲げている。理念は「すすすくBOOK(入園のしおり)」やホームページに明示し、見学や入園の際に説明している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)年度初めの全体職員研修で統括園長より保育理念・目標・方針を伝え、園長から新年度に当たっての確認事項等を説明し新年度の方針を徹底している。内容は①保育者の姿勢、子どもの自主性を重んじ教育保育環境を整える②日々の体験・エピソードを記録し、子どもたち一人ひとりのペースを尊重した子ども中心の保育③服務規律として服装や子どもの手本となる言葉遣い、態度の配慮④報連相を大切にしてチーム、園全体で取り組む⑤保護者対応には公平さを欠かさず、コミュニケーションを深める等を全職員で確認している。新規職員の増加、時短勤務職員、非常勤職員への理念・方針の浸透を課題として取り組んでいる。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)教育保育理念・目標は、「すすすくBOOK(入園のしおり)」に掲載され入園の際に伝えている。また、園だよりや学年だより、クラス・給食・保健だより等で具体的な取り組みを報告している。日々の取り組みは連絡帳や登降園時の日常会話などで伝え、未満児保護者には保護者会や年2回の個人面談時に、以上児保護者には年3回、学期初めの学年保護者会でスライド等を用いて分かりやすく説明している。保護者アンケートでは「教育・保育内容の説明は分かり易いか」の設問の「はい」回答率が67%であったので100%に向けて具体的な丁寧な説明が求められる。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)事業計画が策定され、内容は事業目的及び運営方針、子ども子育て支援、食育、行事、防犯・防災・交通安全、職員育成などである。全体の課題として取り組んでいることは①職員一人ひとりの育成を図り、保育の質の向上を図ること②言葉環境の徹底、子どもへの言葉かけや名前呼び方、時と場合に応じた言葉の使い方③外部研修参加を促し、研修報告書の回覧や学年会議、職員会議で共有し園全体のレベルアップを図ること④保護者支援に力を入れ、情報の共有と保護者一人ひとりに配慮した支援に努めることなどである。今後、園の重要課題は職員と話し合い目標を明確にし、職員と共有していく当園独自の事業計画の作成が期待される。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)各種会議で職員との話し合いが行われている。主な会議は職員会議、3歳未満児会議、3歳以上児会議、給食会議、衛生会議、学年会議、運営会議等で話し合っている。非常勤職員には2日間に分けて職員会議内容を伝達し共有しているが、職員数は常勤・非常勤を含めて69名と多く、情報共有が難しいと思われるので、今後は更に会議のあり方などを検討し、全職員に周知徹底が図れるよう取り組みが望まれる。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)職員の働きやすい働き甲斐のある職場づくりに努めている。配慮していることは①職員が意見を言いやすい話しやすい雰囲気作りを努め、職員意見を尊重し、自主的な創意工夫をもった保育の実践に努めること②職員の成長を認め、失敗してもリベンジし、次の成長につなげ活かすこと③有休をとり易くし、休日出勤代休を積極的に消化するよう勤めるなどワークライフバランスに配慮したこと④職員一人ひとりの表情や態度を気にかけて、声をかけ、必要な時は園長面談を行い悩みや意見を聞き助言・援助している等である。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)就業規則の服務心得に基本規律として倫理規定が明記されている。「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律」に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うことを伝えている。プライバシー保護や法令順守について年度初めの職員会議で周知を図っている。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 □職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 □評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)人事処遇は学園人事本部が主として行っている。職員は自己評価をチェックリストに基づき保育の計画性、保育の在り方、子どもの対応、資質や能力・良識・適正、保護者への対応・守秘義務、専門性に関する研修・研究への意欲等の89項目を3段階で自己評価を実施し、主幹や園長面接を受けて能力向上を図っている。尚、職員自己評価は記述式にし、目標・反省等文章で振り返り共有することが望ましい。新入職員の育成は先輩職員がその都度アドバイスし、記録等については主幹が指導しながらクラス全体で育成に努めている。今後、階層別に求められる役割と能力など評価基準や評価方法の明示が望まれる。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)法人全体として働きやすい職場づくりを目指し、年1回管理者がヒアリングを行い、職員の思いなど聞く機会を設け、各主幹、園長が相談や指導にあたっている。有給を取りやすい環境づくりに努め、産育休暇、介護・看護休暇、病児時短勤務があり該当者は積極的に取得するようにしている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 □職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)研修は外部の市や県、大学、企業の研修に希望を募り、公平に年1回以上参加できるように努めている。園内では3歳以上児、3歳未満児の個人・グループで「手作りおもちゃ」等の自主研修を実施し、年度末に園内発表会を行い職員同士共有し、理解を深め保育現場で実践できるように努めている。外部講師を招聘した園内研修が年2回実施され、非常勤職員を含め殆どの職員が参加し理解を深めている。常勤・非常勤69名の職員能力を全体に引き上げるために、個人別育成計画・目標を明確にし、成果実績をフォローすることが必要と思われる。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)発達支援センターが主催する「気になる子」等の外部研修に参加し園内で共有するようにしている。子ども一人ひとりの人格を尊重する保育、子ども最善の利益のための保育を心掛け、職員は保育者の姿勢、子どもの権利と主体性の尊重、言葉や態度の配慮、子ども一人ひとりの尊重、ありのままの姿を受け入れ、一人ひとりの発達過程に合わせた保育、公平な支援等を自己評価し徹底している。また、子どもの権利擁護と虐待防止のため、責任者と体制を整え行政の関係機関と連携し支援する体制を整えている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)すくすくBOOK(入園のしおり)に個人情報保護を明記し入園時に配布し、個人情報の利用目的や写真掲載、保護者によるブログやSNS投稿等の配慮について説明の上、書面による同意を得ている。職員は業務上知りえた情報の秘密保持について誓約書を交わし、守秘義務と遵守を自己評価で確認し周知・徹底している。実習生や体験学習、ボランティアにもオリエンテーションで説明し、周知を図っている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)運動会や表現のつどい、親子参加のプレイディなどの行事後に記述式のアンケートを実施し、率直な意見を聞き改善点を把握して改善に向け努力している。また、園だよりをカラー写真で紹介し、取り組み内容を具体的に分かり易く情報提供するように努めている。今回の第三者評価に当たって実施した保護者アンケートでは「大変満足」38%「満足」54%であり、満足以上の回答が92%と高い満足を得ているが、満足度100%に向け改善が必要な点は対策を立て、更に分かり易い情報提供とコミュニケーションを徹底し一層の信頼関係向上を期待したい。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)園入口受付カウンターに苦情窓口を掲示し、ご意見箱を設置している。また、入園説明会資料「すくすくBOOK」に明記し周知している。保護者からの相談・要望・苦情は報告を受け学年リーダー、主幹、園長が対応している。問題によっては、学年や園全体に報告して改善策を検討し組織的に取り組んでいる。苦情解決内容は直接保護者に伝え納得を得ている。内容によっては園だよりで伝え全体で共有している。保護者アンケートでは「あなたが困った時に、職員以外の人にも相談できることをわかりやすく伝えてくれましたか」の項目に対して「いいえ」の回答が15%であった。資料の記載方法など検討しさらに保護者周知を図ることが望まれる。</p>		

15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)行事実施後は評価反省を行い、保護者アンケートの意見を踏まえ、次回の計画・実施に生かしている。3～5歳児の教育及び保育内容は、週日案で振り返りと園児の個別記録を残し、次の計画に繋げている。0～2歳児は毎日の連絡帳の記録、個人の月案、学年の期案などで保育の記録を残し、学年会で次期の保育内容を検討している。日々の気づきはその都度、保育者間で意見や考えを伝え合っている。また、「保育の計画性」「保育の在り方、子どもの対応」「保育教諭としての資質や能力・良識・適性」「保護者への対応・守秘義務」「地域の自然や社会とのかかわり」「保育者の専門性に関する研修・研究への意欲」の項目で各職員が自己評価した結果を集計している。その結果をまとめ、園全体の評価として職員に周知し次年度への取り組み課題を明確にして、教育及び保育の質の向上に努めている。今回第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対してこども園としての社会的責任を果たしていくことを目指している。		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント)防災・防犯・安全、保健、食育や食物アレルギー対応などはマニュアルや指導計画を作成し、全職員に周知している。各学年の保育手順は学年会等で話し合い確認している。早朝、夕方の合同保育は保育室の使い方や保護者への引き渡し方などを記載したマニュアルを全職員に配布し共通理解の上、保育に当たっている。提供する教育及び保育の実施に当たっては各学年、各職種や全体の職員で定期的に振り返りを行い、教育及び保育環境の改善に努めている。		
17	こども園利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント)こども園に関する基本情報はホームページに掲載している。問い合わせや見学は随時、電話で受け、園案内は午前中に設定し、園児の活動の様子を見学できるようにしている。見学の際は事務職員が園内を案内し、パンフレットや園児の姿を通して園の目指す理念、教育及び保育内容について丁寧に説明している。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育・保育方針や教育・保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育・保育方針や教育・保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育・保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント)11月初旬に次年度入園希望者に対して説明会を開催している。入園決定後は入園前に保護者(園児同伴)と個別に面接を行い「入園のしおり」をもとに園の理念、保育方針、内容、基本ルールなどを説明し同意を得ている。説明資料として園児の持ち物は保護者に分かり易いように写真入りで作成している。また、入園前の生活状況、食物アレルギーや離乳食、心配な点などを把握し入園後の生活がスムーズに開始できるようにしている。その他、新年度開始にあたり新入園児と3歳児クラスへ進級する保護者を対象として教育及び保育内容や一日の生活・遊びの流れ、持ち物の準備などを説明している。		
19	こども園の理念や教育・保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は、教育・保育理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント)全体的な計画は、学園の教育・保育理念、方針、目標をもとに年齢の発達に応じて「保育のねがい」「教育のねらい」を設定し作成している。その他、健康、食育、環境、衛生・安全、災害、子育て支援、研修計画、自己評価に関すること等を組み込み、適切に編成されている。作成に当たっては全職員が参画している。計画内容は新年度開始にあたり、3月に新規採用職員も含め全職員で内容の共通理解をし、こども園の理念や教育・保育方針・目標に基づき取り組めるようにしている。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント)全体的な計画に基づき、0～2歳児は期案、月案から個別の指導計画を作成している。一人ひとりの園児に対して生活と遊びのねらいと援助を記載し、前月の姿を振り返り、次月の指導・援助計画を作成している。期案は保育室などの環境構成を分かり易く図で示し、子どもの興味や発達に即した生活・遊びのコーナーや遊具などの設定が適切であったか見直しを行い、次期の計画に繋げる工夫をしている。3～5歳児は、期案をもとに月・週のねらい、経験する活動内容、子どもの実態に即した環境構成及び保育者の援助等の内容で作成している。保育の振り返りは毎日行い、指導援助や個人の特記事項等を記録している。活動の展開や遊びの環境に関わる園児の姿を写真で示し実践を振り返り、改善に努め子どもが主体的に遊びを展開できるよう取り組んでいる。ねらいを達成するための環境づくりが適切に構成され実践している。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント)0歳児室は食事と活動スペースを仕切り、玩具は月齢に合わせて適宜入れ替えをし、好きな遊びが自由にできるような環境が作られている。1～2歳児室は保育室から続いてテラスと庭が配置され、遊具や玩具は自分で好きな遊びを選んで取り出せるようになっている。また、事務室前のフリースペースは3歳未満児の子どもたちが異年齢で自由に遊びを楽しめるような環境が作られている。3～5歳児は子どもの発達や興味・関心に応じた素材や用具が用意され、子どもが自由に取り出しながら自発的に遊んでいる。保育者は遊びの展開に応じた環境づくりや子どもの主体性を尊重したかかわりに配慮し、子どもの持っている力を引き出せるよう見守っている。戸外活動は屋上園庭や遊びの目的に合わせて近隣の公園に出かけている。雨天時は保育室のほか広い廊下スペースを遊び場として活用し、子どもたちは友達と一緒に自発的に好きな遊びを楽しんでいる。全年齢に共通して各保育室には子どもの発達を踏まえた手作り玩具が設定しており、保育者の工夫に溢れている。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)1, 2歳児の庭ではプランターに季節の花や野菜を育てている。3歳児はプランターに4・5歳児は畑で野菜を育て収穫している。5歳児は近隣の田園で稲作から脱穀まで経験している。また、廊下のフリースペースでは球根の水栽培やザリガニ、金魚を飼育し、年長児は自主的に観察やお世話をし、ザリガニの脱皮に関心をもったり、金魚の名前を募集したり、生き物と触れ合いながら生命の不思議さや大切さを学んでいる。球根の生育記録も各自が自由に記録できるような環境が作られている。園外活動はどの学年も近隣の公園に散歩に出かけ、自然物にたくさん触れ遊んでいる。散歩で見つけた自然物は様々に工夫し、遊びの環境として使われている。地域では図書館司書が絵本の読み聞かせに来園し、子どもたちは絵本に親しんでいる。年長児は図書館分室に出かけ本の貸し出し経験や一泊保育の前に近くのスーパーに買い物に出かけるなどの社会体験をし地域社会とかかわりながら、マナーやルールを学べるよう取り組んでいる。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)子ども同士の関わりやトラブルについては、保育者間で情報交換と連絡を密にし共通理解をもって対応している。年齢の発達に合わせ、子どもの気持ちを代弁し互いの思いがわかり合えるような援助や、「どうしたらいいのかな?」と子ども同士で考え合えるような言葉かけをしながら子ども間で解決できるよう見守っている。順番や社会的ルールは必要に応じて経験を通し、子どもが自ら気づけるよう言葉かけを身につけている。年長児は絵本の整理や靴箱の掃除などの当番活動の中で役割を果たせるよう取り組んでいる。生活や遊びの様々な場面で小さな成功体験を積み重ね自信が持てるような援助・支援・言葉かけに努めている。異年齢交流は活動に応じて環境づくりをし交流を図っている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)特別な配慮を必要とする子どもには加配職員を配置し、個別計画は担当者と担任が話し合い子どもの状態に応じた計画を作成している。市の「子ども発達センター」と連携を図り、専門機関と園の職員がお互いに訪問し合い、心理士や指導カウンセラーの助言や指導を受けるなど相談体制が整っている。面談記録や指導内容を冊子にまとめ学年に回覧して子ども理解に努め、職員の共通理解の下で子どもを受け入れ同じ関わりをしている。専門研修は研修係職員の情報を受け、職員は希望する外部講座や研修に参加し発達理解や子どもへの対応を学び保育に役立っている。また、研修の報告書を作成し会議で共有している。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)登降園時に保護者は玄関に設置しているパソコンに時間を入力し、更に災害時の対応として迅速に人数確認を行うためクラス名簿に時間を記入している。受け入れ職員は保護者からの体調や怪我、伝言などを受け、引き継ぎノートに記入し担任に引き継いでいる。夕方の延長保育は18時30分より合同保育となるため、専用の玩具を設定し家庭的な雰囲気の中で子ども同士の関わりを大切に、甘えたい子どもの気持ちを受け止めゆったりと過ごせるよう配慮している。朝夕の延長保育の時間帯で避難訓練を月1回行い子どもの安全確保に努めている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)送迎時には保護者とのコミュニケーションの中から気になることを受け、その都度話をするようにしており、状況に応じて面談も行っている。3歳未満児の保育参加は秋におこない、3歳以上児は期間を設けず前日までの希望を伝え自由に参加出来るよう個別対応をおこなっている。更に毎月、誕生日の子どもの保護者を招待し、誕生会や活動の参観を行い給食を一緒に食べるなど、保護者が子の姿や活動を見たり参加したりする機会を設け、園の取り組みへの理解に繋げている。就学に向けて1月は小学5年生と学校見学や給食を一緒に食べる経験をし、2月は1年生と交流する機会を持っている。保護者の同意を得て保育所児童保育要録を作成し小学校に送付している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)年間保健計画に基づき、内科健診や歯科検診を年間2回行い、3歳以上児は尿検査、耳鼻科検診、市の派遣により歯磨き指導を実施している。看護師が健康票に健診結果を記録すると共に家庭にも健康カードや書面で知らせ、必要に応じて再受診や治療を依頼し、保護者と協力しながら子どもの健康増進を図っている。朝の受け入れ時に保護者からの健康状態の伝達を受け、体調不良があった場合は看護師に報告し、検温や体調を把握し一日経過観察をおこなうなど個々の健康管理に努めている。不適切な養育の兆候が見られた場合は、園長、看護師、職員と情報を共有し観察を行い、園長が関係機関に連絡し対応を検討するなどの対策を講じている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント)保育中の体調変化や怪我などは、看護師が処置や観察を行い特に首より上部の怪我に対しては、すぐに保護者に連絡をおこなっている。その他、個々の状態に応じて対応し、異常があった場合には病院での受診を依頼している。保護者の迎えが来るまで保健室のベッドで安静を保ちながら看護師が経過を見守っている。感染症対策として、手洗いの紙芝居を用いて各担任が指導を行っている。保護者にも集まる機会を捉えて紙芝居を行い、洗い方や手洗い歌などを知らせることで家庭でも子どもと一緒に行うことができる。感染症の情報が地域や園内であった場合に、迅速に情報を掲示している。トイレと保育室には嘔吐処理セットを備えマニュアルに沿って対応できるよう職員に周知し、感染症の拡大防止に努めている。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント)全体的な計画の中に食育を位置づけ、5領域との相関性を構築するとし①栄養のバランスを考えた園給食の提供②食育活動の実施③行事食の提供④畑での野菜作りの実施⑤クッキングの実施⑥保護者への給食試食会の実施を掲げ、年齢ごとの栽培やクッキング、食材に触れるなどの活動をしている。実践に向け栄養士とクラス担任が打ち合わせを行い、新米を研ぎ味わう、出汁を知る経験として昆布や煮干し、鰹節を味見し子ども自身でだし汁と味噌を入れ味わう、年長児が栽培した古代米を子どもがおにぎりにして食べるなど、年齢に合わせ様々な豊かな経験をする中で食への興味・関心が広がっている。栄養士は毎日クラスを巡回し喫食状況を見ながら味付けなどを換え、子どもがおいしく食べられるよう工夫している。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント)園全体が冷暖房完備し職員室で集中管理を行い、保育室に湿度計を置き随時確認し対応している。夏季は屋上や園外活動時に熱中症指数計を携帯し安全に万全を期している。玩具の消毒を3歳未満児は午睡時に希釈消毒液で清拭し、3歳以上児は週に1回水拭きを年長児と共に布製のおもちゃは洗濯をするなど清潔が保てるようにしている。トイレは一日2回消毒液で拭き掃除を行っている。年間1回清掃業者による園内清掃や学年末ごとに職員の分担場所の大掃除、年末には全職員で大掃除を行うなど園全体で衛生環境の維持に努めている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント)事故発生時の対応マニュアル・安全対策マニュアルは職員に配布し、緊急時に対応できるようフローチャートは職員室の分かりやすい場所に掲示している。病院受診の事故については、学年職員、看護師が原因を把握し、振り返り検証を行い全職員で共有し事故防止に努めている。保育中のヒヤリ・ハットは学年で共有し対策を講じて主幹、園長に報告する他、職員で共有を行い抑止力を高めている。園外で使用する公園の環境や遊具は使用前に職員が点検を行っている。看護師が危険箇所の報告を受け公園ごとの危険な場所や遊具をまとめ、全クラスに配布して遊びを中止する場所や注意カ所を周知し子どもの安全に留意している。エントランスの扉は受付で来訪を確認し解錠している。登降園時間帯は解錠し警備員が立ち安全対策を講じている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント)災害対策マニュアルは職員に配布し、災害発生時の役割分担は職員室に掲示している。年間防災・防犯・安全訓練及び指導計画を基に、火災、地震、津波、防犯、不審者などの様々な場面を想定した訓練を毎月実施している。その他、交通安全教室や職員を対象としたAEDの救命講習やさすまた講習などを行い、子どもの安全を確保するための対策を講じている。家庭との連携に於いては、年間1回の引き渡し訓練や一斉メール送信の訓練を行い緊急時に備えている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 □子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント)地域の子育て親子の園への受け入れは現状として難しい状況であるが、今後は、園行事のコンサートなどに地域の親子を招き一緒に参加出来る機会が持てるよう考えている。また、高齢者施設に年間1～2回訪問し、歌やおどりの披露や触れあい遊びを行い、施設の庭を散歩する機会もあり交流を図っている。土・日曜日に行われる地域のバトロールや合同避難訓練に職員が参加し、地域との関わりを大切にしている。		